

公 告

県営新山南地区土地改良事業（区画整理）の一部を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨公告する。

なお、同法第88条第6項で準用する同法第87条の2第9項の規定により、意見のある者は、令和8年6月15日までに県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長へ、住所・氏名を記入した書面により、意見書を提出することができる。

令和8年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也



記

- 1 縦覧期間 令和8年5月19日から令和8年6月15日まで
- 2 縦覧場所 一関市役所農林部農林整備課
- 3 変更予定の土地改良事業計画の概要等 別紙のとおり
- 4 同法第88条第6項で準用する同法第87条の2第9項の規定による意見の宛先
（住所）一関市千厩町千厩字北方85-2
県南広域振興局農政部一関農村整備センター所長